埼玉労働局

Press Release

報道関係者　各位

令和２年 10 月 30 日
〔照会先〕
埼玉労働局労働基準部監督課
監　督　課　長　中村 祐樹
主任監察監督官　宮尾 薫子
電話番号　048-600-6204

11 月は「過労死等防止啓発月間」です

～過重労働解消キャンペーン及び過労死等防止対策推進シンポジウムを実施します～

「過労死等防止対策推進法」で、11 月は「過労死等防止啓発月間」とされ、国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業の実施に努めなければならないとされています。

埼玉労働局（局長　増田（ますだ） 嗣郎（しろう））では、同月間に、「過重労働解消キャンペーン」及び「過労死等防止対策推進シンポジウム」を実施します。

【取組の内容】

1 過重労働解消キャンペーンの実施（資料１参照）

(1) 労使団体等への協力要請の実施（資料２参照）

県内９つの主要な労使団体等に対し、過重労働解消に向けた取組について、10 月 27 日、28 日に協力要請を行いました。

(2) 埼玉労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問（資料３参照）

埼玉労働局長が、報道機関に公開の上で、長時間労働の削減に積極的に取り組んでいる企業を訪問します。

訪問企業：　株式会社キットセイコー（埼玉県羽生市上手子林 280）
〔 業種：金属製品製造業 〕

訪問日時：　11 月 13 日（金）13：30 ～（１時間から１時間半程度を予定）

面 談 者：　代表取締役　田邉 弘栄 氏　ほか

内　　容：　①埼玉労働局長と社長との対談
②工場視察
③埼玉労働局長と社員との意見交換

※　当日、現地での取材を是非ともお願いします。

現地取材を実施していただける場合は、11 月 11 日（水）までに、埼玉労働局労働基準部監督課（担当 藤澤）あてにご連絡をお願いします。（事前登録制）

(3) 集中的な監督指導の実施

過労死等に係る労災請求が行われた事業場、離職率が極端に高く若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、労働基準監督官による集中的な監督指導を行います。

(4) 休日電話相談の実施

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

電話番号：０１２０－７９４－７１３（フリーダイヤル　なくしましょう　長い残業）

実施日時：１１月１日（日）　９：００　～　１７：００

全国どこからでもかけられ、携帯電話からのご利用も可能です。
ご本人だけでなく、家族や知人の方からのご相談もお受けします。
匿名でのご相談も可能です。
また、上記実施日時に限らず、１４言語に対応する「労働条件相談ほっとライン（0120-811-610（はい！ろうどう））」を設置し、平日の夜間（17:00～22:00）、土日・祝日（9:00～21:00 ※12 月 29 日～1 月 3 日は除きます。）に、無料電話相談を実施しています。（資料４参照）

(5) 過重労働解消のためのセミナーの開催（資料５参照）

事業主や人事労務担当者などを対象に、オンラインで「過重労働解消のためのセミナー」（参加無料）を開催します。

※ **専用ホームページ** ➡ https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyuuroudou.html

2 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催（資料６参照）

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します（参加無料・事前申込）。

開催日時：11 月２４日（火）　14：00　～　１６：３０（受付１３：００～）

会　　場：ソニックシティビル棟４階 市民ホール４０１
（埼玉県さいたま市大宮区桜木町１丁目７－５）

内　　容：①埼玉労働局からの現状報告
②「パワーハラスメント防止措置の義務化と埼玉管内の個別労働紛争の状況」
③過労死を考える家族の会 体験談
④講演　牧内 昇平 氏（新聞記者）
「取材から見えてきた過労死の実態」

※ **専用ホームページ** ➡ https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/

<<< 過重労働解消キャンペーン特設ページ >>>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html

<<<「しわ寄せ」防止特設サイト>>>

https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

毎年11月は
「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。
国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。

過重労働解消キャンペーンのほか、
「過労死等防止対策推進シンポジウム」
を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。
また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

◯過労死等防止対策推進シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。（無料でどなたでも参加できます。）
開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、
詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ
https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/

【事業主の皆さまへ】11月は
「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

「しわ寄せ」防止特設サイト
https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

資料1

働き過ぎで起こる健康障害のリスクを知っていますか？

働くことは大切。
でも働き過ぎはあなたの健康に様々な影響を及ぼし、
ひいては過労死にも繋がる危険があります。
いま多くの会社が、新しい時代の
新しい働き方の実現に向けた取組を始めています。

～トップが決意を持って、新しい時代の新しい働き方の実現に向けた取組を推進しましょう。～

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

無料 過重労働等に関する相談はこちら 》》 **0120-794-713**（なくしましょう 長い残業）

「過重労働解消相談ダイヤル（労働局）」 実施日時 11月1日（日） 9:00～17:00

専用WEBサイト 過重労働解消キャンペーン 検索

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

知っていますか？

○労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、１割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

○過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

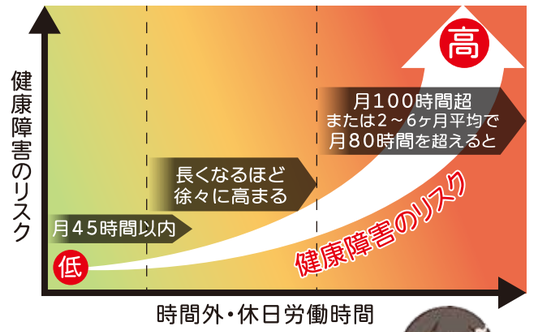

上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。

過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握[※1]し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために[※2]

①　時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

・労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。（注1）
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、法律に定める上限を守らなければなりません。

・時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）の締結に当たっては、労働者の代表（労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者）とともに、その内容が指針（注2）に適合したものとなるようにしてください。

（注１）建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。
（注２）「労働基準法第３６条第１項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」（平成３０年９月、厚生労働省）

②　年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、年５日の年次有給休暇（以下「年休」という。）を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

③　労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

・健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。
・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
・労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が１か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されています。

賃金不払残業を解消するために[※3]

1	2	3
職場風土を改革しましょう。	適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。	労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※１「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年１月、厚生労働省）
※２「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（令和２年４月、厚生労働省）
※３「賃金不払い残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成15年５月、厚生労働省）

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1．労使の主体的な取組を促します。
使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2．重点監督を実施します。
①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

3．電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時　**令和2年11月1日（日）　9:00～17:00**

フリーダイヤル　**0120-794-713**（なくしましょう 長い残業）

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。
都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間／平日８：30～17：15）

労働条件相談ほっとライン（月～金17:00 ～ 22:00、土日・祝日9:00 ～ 21:00）
（厚生労働省委託事業）**0120-811-610**（はい！ろうどう）

労働基準関係情報メール窓口（情報提供）　労働基準　メール窓口　検索

4．企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

事業主や人事労務担当者などを対象に、10月から12月を中心に、

オンラインで

「過重労働解消のためのセミナー」

（委託事業）を実施します。

専用ホームページ　https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html

資料2

令和２年10月27日

令和２年10月28日

各団体の長　　殿

埼 玉 労 働 局 長

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた
取組に関する要請書

長時間労働の削減や賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、単に法令を遵守するだけではなく、長時間労働が生じている職場においては、人員の増員や業務量の見直し、マネジメントの在り方及び企業文化や職場風土等を見直していくことが必要であり、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえた働き方も求められているところです。

また、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）において、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされています。

このようなことから、埼玉労働局としては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年に引き続き、10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、別紙のとおり、過労死等防止対策推進シンポジウム等の取組を実施することとしています。

昨年度の埼玉労働局における「過重労働解消キャンペーン」における　重点監督においては、監督指導の実施事業場の約６割に違法な時間外労働が認められ、そのうち約２割の事業場で月80時間を超える時間外・休日労働が認められる等、依然として長時間労働の実態が認められたところです。

働き方の見直しに向けた取組を進めるためには、長時間労働を前提とした労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するための取組等を積極的に行っていただくことが重要です。

具体的には、経営トップによるメッセージの発信や、勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇制度などの導入、ノー残業デーの設定、年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇）等が考えられますが、各々の企業の実情に応じた取組を着実に行っていただくことが大切です。

［使用者団体］

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けて御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

その際、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を賜りますよう、併せてお願い申し上げます。

［労働団体］

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、各企業の労使間での協議等を通じて「働き方の見直し」が進むよう、御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

その際、大企業・親事業者の短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう、労働組合の立場からも御理解、御協力のほど、併せてお願い申し上げます。

平成31年４月１日からは、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）において、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、さらに、令和２年４月１日からは時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されております。

長時間労働の削減を進めるため、埼玉労働局においては、

① 長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた監督指導の強化

② 休暇の取得促進を始めとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を２つの柱として、取り組んでいるところです。

今後とも、長時間労働削減を始めとする働き方の見直しへ向け、様々な取組を実施していく方針ですので、引き続き、御協力をお願い申し上げます。

１　過重労働解消キャンペーンの実施

（１）労使団体への協力要請の実施

主要な労使団体に対し、過重労働解消に向けた取組について協力を要請します。

（２）埼玉労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問の実施

埼玉労働局長が、報道機関に公開の上で、長時間労働の削減に積極的に取り組んでいる企業を訪問します。

また、訪問企業の取組事例を埼玉労働局のホームページで紹介します。

（３）集中的な監督指導の実施

過労死等に係る労災請求が行われた事業場、離職率が極端に高く若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、労働基準監督官による集中的な監督指導を実施します。

（４）休日電話相談の実施

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を実施し、過重労働をはじめとする労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が休日に電話相談に応じます。

実施日時　１１月１日（日）　９：００～１７：００

フリーダイヤル　なくしましょう　長い残業
０１２０－７９４－７１３

また、上記実施日時に限らず、１４言語に対応する「労働条件相談ホットライン（０１２０－８１１－６１０（はい！　ろうどう）」を設置し、平日の夜間（１７：００～２２：００）、土日・祝日（９：００～２１：００　※１２月２９日～１月３日は除きます。）に、無料電話相談を実施しています。

（５）過重労働解消のためのセミナーの開催

事業主や人事労務担当者などを対象に、オンラインで「過重労働解消のためのセミナー（無料）」を開催します。

２　過労死等防止対策推進シンポジウムの開催

「過労死等防止対策推進シンポジウム」（定員 98 名・参加無料・事前申込）を開催します。

開催日時　１１月２４日（火）１４：００～１６：３０（受付１３：００～）

会　　場　ソニックシティビル棟４階　市民ホール４０１
（埼玉県さいたま市大宮区桜木町１丁目７－５）

内　　容　①埼玉労働局からの現状報告
②「パワーハラスメント防止措置の義務化と埼玉管内の個別労働紛争の状況」
③過労死を考える家族の会　体験談
④講演「取材から見えてきた過労死の実態」
牧内 昇平　氏（新聞記者）

埼玉労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

訪問日時： 11 月 13 日（金）13：30 ～（１時間から１時間半程度を予定）

面 談 者： 株式会社キットセイコー　代表取締役　田邉 弘栄 氏　ほか

内　　容：①埼玉労働局長と社長との対談

②工場視察

③埼玉労働局長と社員との意見交換

※　当日、現地での取材を是非ともお願いします。

現地取材を実施していただける場合は、11 月１１日（水）までに、埼玉労働局労働基準部監督課（担当 藤澤　電話：048-600-6204）あてにご連絡をお願いします。（事前登録制）

株式会社キットセイコー　　１２９号

郵便番号：348－0025

所在地　：埼玉県羽生市上手子林 280

電話番号：048－561－6111

～特殊ねじが小惑星探査機『はやぶさ』などに搭載～

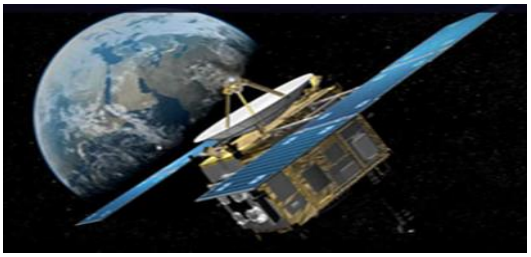

『はやぶさ：©JAXA』

株式会社キットセイコーは、１９４０年創業、従業員２３名の特殊ねじの製造メーカーです。

特殊ねじは小惑星探査機『はやぶさ』などに搭載されています。１９７０年に打ち上げられた国内初の人工衛星『おおすみ』から現在まで５０年にわたり宇宙事業に携わっている会社です。

他の事業においては、世界の四輪レースの最高峰であるＦ１、鉄道信号や鉄道保安設備、エネルギープラント事業部品、５Ｇで期待の高まる半導体検査装置部品、趣味でも多く使用される楽器などの多くの分野で使用される特殊ねじを製造しています。

『ねじ』としてあまり市場に流出していない多様な材質（耐熱合金・高強度・チタン合金等）にてオーダーメイドで特殊ねじを製造する事を強みとしています。

企業概観

製品情報

（引用元：株式会社キットセイコーのホームページ）

〇取材にあたってのお願い

１．新型コロナウイルス感染症防止の観点から、必要最少人数での取材をお願いします。また、発熱がある場合の取材の中止、取材時のマスクの着用について、ご協力をお願いします。

２．地図は、表面をご参照願います。お車でお越しの場合は、株式会社キットセイコー敷地内の駐車場をご利用いただけます。

３．工場視察の際は、ヘルメット、作業服、安全靴等の特別な装備は必要ありません。工場内での行動・写真撮影等は、安全確保や機密保持の観点から、株式会社キットセイコーの担当者の指示に従っていただくようお願いします。

労働条件に悩んだら 確認だ! 相談だ!

©TEZUKA PRODUCTIONS

We offer advice on labour-related problems!

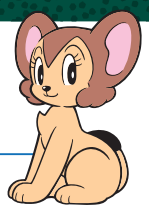

サイトで確認

労働条件ポータルサイト

「確かめよう労働条件」

確かめよう労働条件　検索

← 携帯電話・スマホでも

車内の携帯電話のご利用マナーにご協力ください。

電話で相談

労働条件相談「ほっとライン」

0120-811-610（はい！ろうどう）

相談対応時間　月～金 17:00～22:00　土・日 祝日 9:00～21:00

※ 12月29日～1月3日は除きます。

※専門知識を持つ相談員が対応します。

※厚生労働省委託事業
（委託先：株式会社東京リーガルマインド）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health,Labour and Welfare

サイトで確認　労働条件ポータルサイト

「確かめよう労働条件」

働くときの Q&A やアルバイト向け
情報で労働条件がわかる!

確かめよう労働条件　検索

アルバイトの労働条件を
確かめよう！
キャラクター〈たしかめたん〉

アプリで学習

労働条件に関する法律をクイズやマンガを通して学習できる!

電話で相談　労働条件相談

「ほっとライン」に相談してみよう!

労働条件などの悩みや不安・疑問を相談できる! 14 言語に対応。
"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available!

相談対応時間

月～金
17:00~22:00
土・日 祝日
9:00~21:00
※ 12 月 29 日～1 月 3 日は除きます。

日本語	0120-811-610	月～日
English 英語	0120-531-401	(Mon - Sun)
中文 中国語	0120-531-402	(周一～周日)
Português ポルトガル語	0120-531-403	(Segunda à domingo)
Español スペイン語	0120-531-404	(Martes, jueves, viernes, sábado)
Tagalog タガログ語	0120-531-405	(Martes, Miyerkules, Sabado)
Tiếng Việt ベトナム語	0120-531-406	(Thứ 4, thứ 6, thứ 7)
မြန်မာဘာသာစကား ミャンマー語	0120-531-407	(ဗုဒ္ဓဟူးနေ့၊ တနင်္ဂနွေနေ့)
नेपाली भाषा ネパール語	0120-531-408	(बुधबार · आईतबार)
한국어 韓国語	0120-613-801	(목·일)
ภาษาไทย タイ語	0120-613-802	(วันพฤหัสบดี วันอาทิตย์)
Bahasa Indonesia インドネシア語	0120-613-803	(Kamis, Minggu)
ភាសាខ្មែរ(ភាសាខ្មែរ) カンボジア語	0120-613-804	(ថ្ងៃ និង សៅរ៍)
Монгол хэл モンゴル語	0120-613-805	(Даваа, Бямба)

新しい時代の新しい働き方を応援したい

健康的に働ける職場づくりを本気で実現したいと考える経営担当者や労務担当者をサポートするために、オンラインで「過重労働解消のためのセミナー」を開催。関連法から対策のための指針、先行企業の事例など、「使える知識やノウハウ」をご提供します。

無料セミナー開催

以下に当てはまる経営担当者または労務担当者におすすめ!

- □自社の働き方改革を推進したい
- □過重労働防止対策に必要な知識やノウハウを知りたい

解決のヒントがここに!

過重労働解消のためのセミナー

開催日時 令和2年9月～11月 ※詳しい日時は、ホームページをご覧ください。

対象者 事業主や人事労務担当者など

内容 「働き方改革関連法」をはじめとした過重労働防止に関する法令や、各種対策を立てるためのガイドラインについて。また、ストレスチェック制度や職場のパワーハラスメント対策について解説します。さらに、すでに長時間労働の是正に取り組む企業の事例等もご紹介いたします。

実施方法 オンライン開催 ※詳細はホームページをご覧ください。

申込方法 ホームページ https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health,Labour and Welfare

セミナーへのお申込みについて

セミナーへの参加は、ホームページからお申込みすることができます。また、セミナーについての詳しい情報や開催日時につきましては、ホームページからご確認ください。

ホームページからのお申込み

1 専用のホームページへ
アクセス

▼

2 トップページから
申し込みボタンを選択

▼

3 お申し込みフォームに従って、
必要事項を記入

▼

4 入力が完了し「申込を確定する」を押すと、
お申込み完了メールが届きます。

※お申込み完了メールは、場合により遅れる場合がございます。1日経ってもメールが届かない場合は、再度ご入力いただくか、syugyo_kankyo@rb.kimura-unity.co.jpまでお問合せください。

▼

5 後日、オンラインセミナー受講のためのURL、
ログイン用情報を記載した通知メールが届きます。
メールに記載されている情報によりログインし、
オンラインセミナーを受講してください。

個人情報の取り扱いについて　ご連絡先 ☎0120-033-767 ✉ syugyo_kankyo@rb.kimura-unity.co.jp

- ご記入いただいた個人情報は、「令和2年度　就業環境整備・改善支援事業」に利用させていただきます。
- 個人情報に関するお問合せは、厚生労働省委託事業　就業環境整備・改善支援事業事務センターまでご連絡ください。
  電話または、Emailでご対応いたします。

資料6

埼玉会場

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

過労死等防止対策推進シンポジウム

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

日時 2020年11月24日(火)
14:00～16:30 (受付13:00～)

会場 ソニックシティビル棟4階
市民ホール401
(埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7-5)

参加無料
事前申込

新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い実施いたします。今後の感染状況により、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。
参加には、事前申込みが必要です。
詳細、中止の連絡等は、ホームページにてお知らせいたします。

過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

スマートフォンでQRコードを読み込んで下さい。

主催：厚生労働省
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、埼玉産業保健総合支援センター、埼玉県経営者協会、連合埼玉、埼労連

埼 玉会場

14：00　開会挨拶

14：10　埼玉労働局からの現状報告

14：30　**「パワーハラスメント防止措置の義務化と埼玉管内の個別労働紛争の状況」**
埼玉労働局 雇用環境・均等室

14：50　過労死を考える家族の会　体験談

15：20　休憩

15：30　**「取材から見えてきた過労死の実態」**
牧内 昇平 氏（新聞記者）

16：30　閉会

牧内 昇平 氏

新聞記者

東京大学教育学部卒。2006年に朝日新聞に入社。主に経済部記者として、過労死を中心に労働・貧困問題の記事を執筆。2020年6月に同社を退職後も過労死・パワハラ死の取材を続けている。
著書に『過労死　その仕事、命より大切ですか』『「れいわ現象」の正体』（ともにポプラ社）

会場のご案内

ソニックシティビル棟4階
市民ホール401
（埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7-5）
・JR大宮駅西口　歩行者デッキにて直結 徒歩3分

参加申込について

- ▶新型コロナウイルス感染症の影響により事前申し込みが必要です。定員になり次第締め切ります。
- ▶申し込みはWebまたはFAXでお願いします。
- ▶参加証を発行いたします。当日、受付までお持ちください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。

●**Webからの申し込み**：以下ホームページをご覧いただき、申し込みをお願いいたします。
https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo

過労死等防止対策推進シンポジウム　検索

スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。**FAX番号 03-6264-6445**
●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム［参加申込書］

●次の該当する□に✔をお願いいたします。

□ 経営者　□ 会社員　□ 公務員　□ 団体職員　□ 教職員　□ 医療関係者　□ 弁護士
□ 社会保険労務士　□ パート・アルバイト　□ 学生　□ 過労死家族
□ その他［　　］

お 名 前 5名以上のお申込みは、別紙（様式自由）にてFAXしてください。	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連 絡 先	●TEL：	●FAX：
	●E-mail：	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」
・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用し、他の目的で使用することはございません。・個人情報はご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。
・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針（http://www.p-unique.co.jp/privacy）」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

（お問い合わせ先）電話：0120-562-552 E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp 株式会社プロセスユニーク